

防災・減災対策検討会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県防災会議に関する条例第4条第1項の規定に基づき、三重県防災会議（以下「防災会議」という。）の部会として設置する防災・減災対策検討会議（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 部会は、次の事項について、専門的見地から必要な調査及び検討を行い、提言を行うものとする。

- (1) 防災会議の部会（被害想定調査委員会及び広域防災拠点施設等構想検討委員会）間における(2)以下の事項についての基本方針の整合に関すること。
- (2) 三重県地域防災計画の見直しに関すること。
- (3) 被害想定調査の基本方針に関すること。
- (4) 防災・減災対策の行動計画の策定及び見直しに関すること。
- (5) その他三重県の防災・減災対策に関すること。

(組織)

第3条 部会に属すべき委員は、防災会議の委員及び専門委員から防災会議の会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、防災会議の会長の指名する委員がこれに当たる。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員、幹事その他の関係者の出席を求めることができる。
- 5 部会長は、専門委員から委員長を指名し、委員長は部会意見を総括する。

(部会の記録)

第5条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第6条 部会長は、部会の審議結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、防災対策部防災企画・地域支援課において処理するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、その都度部会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年 4月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年 7月23日から施行する。

- 3 この要領は、平成27年 7月29日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年 7月29日から施行する。